

計画策定における基本的な考え方
(第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画)

1 計画策定の概要

(1) 計画の位置づけ

第7期北区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み(数値目標)及びその確保策を定める計画である。

また、第3期北区障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援に必要なサービス量の見込み(数値目標)及びその確保策を定める計画である。

区は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める国の基本指針【参考資料5】を踏まえて策定を行う。

(2) 計画期間

基本指針により、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(3) 基本指針見直しの主な事項(抜粋)

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進する観点から、グループホーム全体の必要量とは別にそのニーズを見込むため、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、活動指標(障害福祉サービスの見込量)で具体的に示す。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
令和8年度末までの間、各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・ 精神病床における1年以上入院患者数
- ・ 精神病床における早期退院率：3カ月後68.9%以上、6カ月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③ 地域生活支援の充実

- ・ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討
- ・ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進【新】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 一般就労への移行者が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上【新】
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村に1カ所以上確保

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】

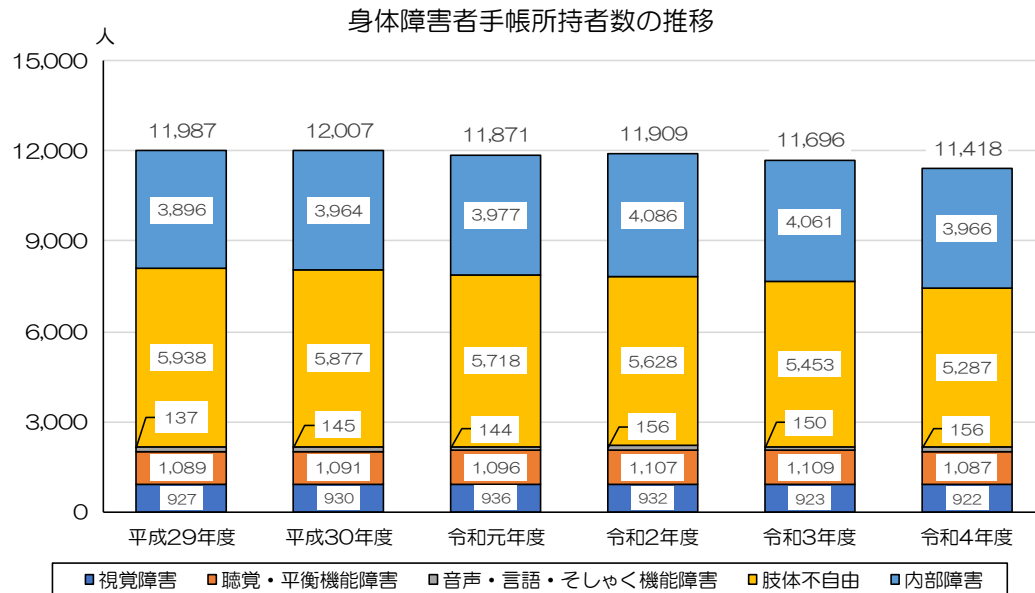
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2 障害者・障害児人口の状況

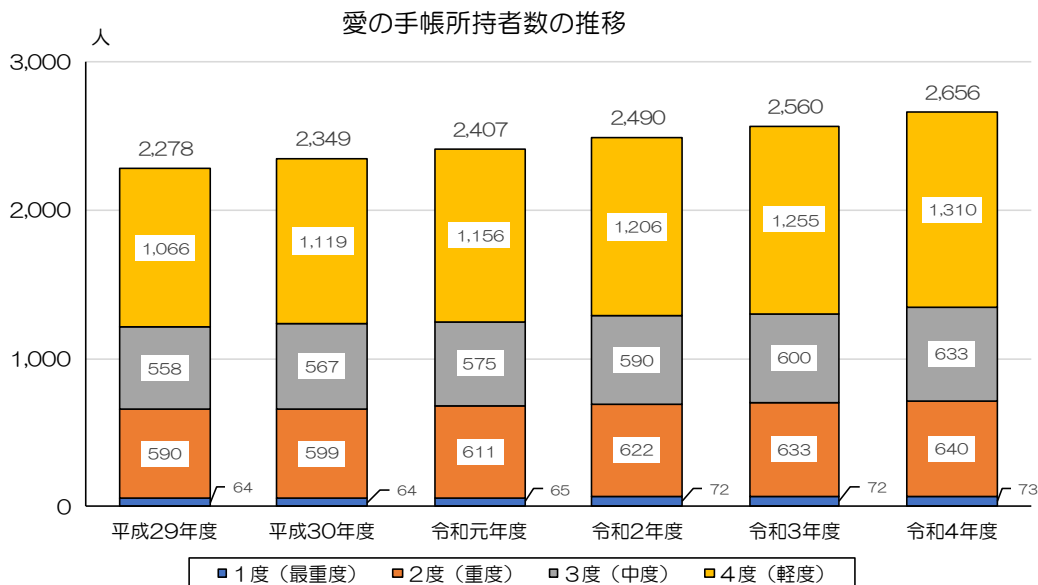
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい状態が続き、令和4年度末時点では11,418人となっている。また、障害の種類別では、肢体不自由が5,287人（46.3%）と最も多く、次いで内部障害が3,966人（34.7%）となっている。



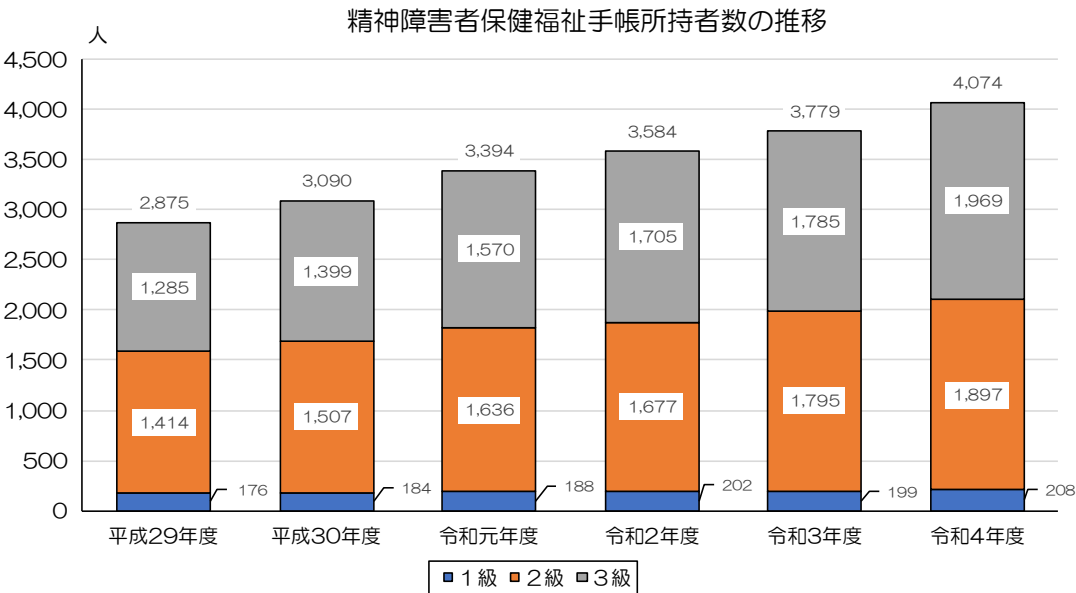
(2) 愛の手帳所持者数の推移

知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は年々増加しており、平成29年度末の2,278人に比べて、令和4年度末では2,656人と16.5%増加している。程度別にみると、令和4年度末時点で、4度（軽度）が1,310人（49.3%）で最も多く、次いで2度（重度）が640人（24.1%）となっている。



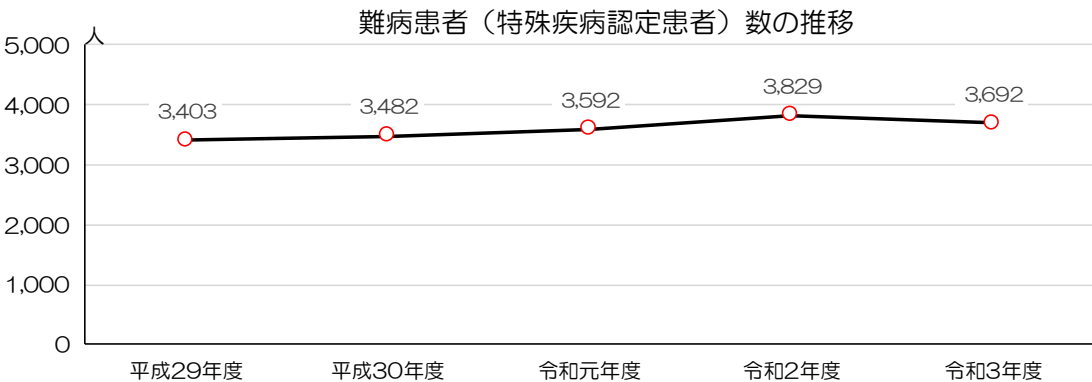
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成 29 年度末の 2,875 人に比べ、令和 4 年度末には 4,074 人と、41.7%増となっている。等級別にみると、令和 4 年度末時点で、3 級が 1,969 人（48.3%）で最も多く、次いで 2 級が 1,897 人（46.6%）となっている。



(4) 難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移

難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移をみると、令和 3 年度末時点で 3,692 人と増加傾向にある。



3 障害者施策に関する動向

年 月	法改正の動き
令和3年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行
令和6年4月	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行
令和6年4月	障害者差別解消法の一部を改正する法律の施行

4 北区の現状と課題

(1) 相談支援の充実

障害者が自らの決定に基づき、自分らしく生き生きと暮らすため、身近な地域で必要なサービスに円滑につなげる相談支援体制の充実が必要である。北区では、障害福祉課の王子障害相談係と赤羽障害相談係、基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」、滝野川地域障害者相談支援センターの5カ所において、障害者の総合相談・専門相談を実施しており、いずれの窓口においても、相談件数は増加傾向にある。複雑・多様化するニーズに的確に対応していくためには、基幹相談支援センターを中心とした、さらなる相談支援体制の強化を図る必要がある。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障害者や精神保健に課題を抱える方、その家族からの相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整備するため、保健・医療・福祉の関係機関の連携の強化が求められている。

(2) 障害福祉サービス等の充実と質の向上

障害者・障害児人口は、すべての障害種別において増加傾向にあるため、個々のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、各サービスの量的・質的な充実を図る必要がある。北区では、民間事業所の整備誘導により利用定員の拡大を図っているほか、東京都と連携した福祉人材の確保等の事業の周知や、基幹相談支援センターを中心とした人材育成のための研修会等の実施など、安定的な福祉人材の確保や育成に努めている。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

乳幼児期から就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児支援の提供体制の充実に取り組んでおり、増加傾向にある重症心身障害児や医療的ケア児を支援する事業所の整備・誘導を行っている。

また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」において、保育所、学校の設置者等は、在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有することとされ、国・地方公共団体においては、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援や、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うこととされている。北区においても、保育所や学校、学童クラブに看護師を配置・派遣するなど、医療的ケア児の受け入れ体制の整備に取り組んでいる。

さらに、令和6年4月に施行される「改正児童福祉法」において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされている。北区においても、障害種別のない児童

の受け入れを進めるとともに、児童発達支援事業者や関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制を整備していく必要がある。

（４）障害のある人の就労の拡大

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性に応じた支援を受けながら働き続けることのできる環境整備が重要である。

また、令和４年１２月に公布された「改正障害者総合支援法」では、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」が創設されるなど、一人ひとりの障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。北区では、就労支援センター北を中心に、通所事業所や国・東京都等の関係機関と連携し、就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図ってきた。

今後も、障害の特性や能力に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労に関する情報提供や相談支援、就労の機会の確保など、安心して働き続けるための支援の充実に取り組んでいく必要がある。

（５）地域におけるサービス提供体制の整備

障害者が、障害の特性や状況に応じ、住み慣れた地域でより質の高いサービスを受けられるよう、サービス提供体制の充実が必要である。特に、障害の重度化、障害者及び介助を行う家族等の高齢化が進んでいるため、「親なき後」を見据えた支援や、緊急時の受け入れ対応等の充実に向けた取組を進めていく必要がある。令和６年４月に施行される「改正障害者総合支援法」では、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされた。北区においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による段階的な整備を目指している。

（６）こころのバリアフリーの推進

共生社会を実現するため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を着実に進めている。

また、令和４年５月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の策定及び実施することを地方公共団体の責務として定めた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行された。北区では、令和２年４月に「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を施行し、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指している。

引き続き、区民及び事業者に対し、障害者差別解消法の理解促進に向けた取組を推進するとともに、障害者が多様な手段で円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、意思疎通支援を充実していく必要がある。